

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	松 宮 慎 治
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
2010 年代の私立大学改革・政策の検証 —補助金による政策誘導がもたらしたもの—			
論文審査担当者			
主 査 教 授 黄 福 涛			
審査委員 教 授 大 膳 司			
審査委員 教 授 村 澤 昌 崇			
審査委員 准教授 大 場 淳			
審査委員 教 授 山 田 浩 之			
審査委員 教 授 堀 田 泰 司			
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、2010 年代の私立大学改革・政策における補助金による政策誘導の検証を目的としたものである。2010 年代の大学に対する競争的資金配分は、国立大学からセクターによらない補助金に変化し、共通する配分手法を私立大学に転用しつつあった。私立大学の財政において補助金収入の割合が低下する中、限られた資金に各種の役割・機能を紐づけて配分することにどれほどの効果があるのだろうかという問題意識の下、検証が取り組まれた。</p> <p>論文の構成は、以下の通りである。</p> <p>第 I 部を構成する二つの章の最初である第 1 章では背景と目的が示され、本要旨冒頭に書かれたことを詳述する。</p> <p>第 2 章で先行研究がレビューされ、検証対象として、①私立大学等改革総合支援事業タイプ 1（2013－2021 年度）（教育）②私立大学研究ブランディング事業（2017－2019 年度）（研究）③私立大学等経営強化集中支援事業（2016 年度）（経営）④定員管理厳格化政策（2010－2020 年度）（経営・社会貢献）の 4 改革・政策が選定された。</p> <p>第 3 章から第 6 章の第 II 部では、上記 4 改革・政策にそれぞれ対応した分析を行う。それらの分析を通して、以下の結果を得た。</p> <p>①私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 への選定に、教育研究経費を増加させたり、低下させたりする効果があるとはいえなかった。（第 3 章）</p> <p>②私立大学研究ブランディング事業への選定は、科研費の新規応募件数と新規採択件数を増加させたり、低下させたりする効果があるとはいえなかった。（第 4 章）</p> <p>③私立大学等経営強化集中支援事業への選定は、環境要因の影響を統制した上で、定員充足に苦しむ大学に対して行われているが、経営の改善は観察できなかった。（第 5 章）</p> <p>④補助金介入により地方分散を促した定員管理厳格化政策は、都市ないし都市に近い地方の大学を中心に恩恵をもたらした。（第 6 章）</p> <p>最後の第 III 部は、結論（第 7 章）と課題と展望（第 8 章）である。</p>			

第7章では、第Ⅱ部の分析結果として、2010年代の私立大学改革・政策における補助金誘導は、アウトカムに対して必ずしも効果があるとはいえなかったが、規制・統制の強化＝画一化（同型化）のためには有効なツールであったという。そして、2010年代の動向は、私学助成による「統制主義」（小さい助成額による規制・統制の強化）への「揺り戻し」であり、基本方針の未確立による不安定という、私学政策の長期的な趨勢は一貫して変わっておらず、効果を見い出すためには、配分額の増額もしくは基盤的経費の充実、自律性の拡大、二極化への配慮が必要であり、これらは先行する国立大学改革・政策の検証結果とも共通していると結論する。

最終章である第8章では、改革・政策の制定過程へのアプローチ、個々の私立大学の戦略や財務構造への焦点化、精緻な仮定を満たした方法論の習熟や、より信頼性・妥当性の高い指標の探索が課題であるし、今後は、国公立大学との関連・対比を踏まえた配分方法の検討が求められると述べて論文を終える。

本論文は、次の4点で高く評価できる。

1. 2010年代の日本の私立大学改革・政策における補助金による政策誘導を取り上げ、それが国立大学からセクターによらない補助金に次第に変化し、国立大学への補助金配分手法が私立大学に転用されるプロセスを整理し、補助金誘導が制度的に個々の私立大学の活動や機能を規定し始める中、蓄積が乏しかった当該政策誘導に関する実証分析や理論研究に取り組み、様々な分析手法を駆使して補助金の効果分析を行って、今後の同種の効果測定研究等に多大な示唆を与えたこと。
2. 分析対象として4改革・政策を取り上げ、入手し得るデータを最大限に活用し、2010年代の補助金誘導は、本論文で設定したそれぞれの改革・政策のアウトカムに対して、必ずしも効果があるとはいえなかったことを示したこと。同時に、4改革・政策と私立大学の関係を、制度的圧力とそれに対する応答の葛藤として整理し、補助金誘導が規制・統制の強化＝画一化のための有効なツールとなったことも示した。
3. 当該規制・統制の強化＝画一化は、非市場型組織において価値や規範によって正当性を担保しようとする過程で組織間の類似性が生じる「同型化」をもたらし、私立大学が制度的環境に強く依存した結果アウトカムにうまく結びつけられなかった可能性、並びに補助金を獲得できる大学とできない大学に二極化される危惧に言及しつつ、政府の改革・政策の責任を示唆したこと。
4. 私立大学への助成額が必ずしも多くないにもかかわらず、補助金による政策誘導（政府の関与）が十分機能した実態を示し、政府の政策が戦後の「放任主義」から様々な変容を経て「統制主義」に至るとしつつ、私学政策の基本方針が確立しておらず、安定性を欠いてきたことの傍証を提示し、当該「統制主義」の下で機関の自律性を損なわれることによる弊害を示したこと。更に、より少ない資金でより多くの成果を求める資金調達の効率化に理論的・実践的に貢献する可能性を示したこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 6 年 2 月 13 日